

2007年10月30日

北海道大学
学長 佐伯 浩 殿

北海道大学教職員組合
執行委員長代行 東山 寛

静内研究牧場で働く A 氏の件などに関する団体交渉申入れ書

A 氏は2004年11月以来、北方生物圏フィールド科学センターの静内研究牧場で働いています。就労開始以来2年半あまりのあいだ、当の A 氏も、また牧場職員の誰しも、A 氏は派遣労働者であると思っていました。ところが最近、北大教職員組合が調べたところ、実は A 氏は北大と B 社とのあいだの請負契約に基づく請負労働者であることが判明しました。

請負契約であれば、請負会社の B 社が A 氏に仕事上の指示を出さなければなりません。A 氏は牧場の中心的な技術職員（技術専門職員）の指示に従って毎日、仕事に従事しています。しかもこの3年間、B 社の社員が A 氏に接触したのはわずかに2回です。これでは、B 社が A 氏に仕事上の指示を出せるはずもありません。

以上の事態が意味するところは、請負契約でありながらも仕事上の指示は派遣労働形態で実施するという典型的な偽装請負です。A 氏の就労形態に関して、北大と B 社が共謀して偽装請負を行っていたこととなります。偽装請負は、いまわが国で目に余るほど横行しているワーキングプアや労働者破壊の有力な原因であり、また明らかに違法行為です。このような偽装請負を北大が行っていたことは、ゆゆしき大問題です。

この事実を踏まえて北大教職員組合は貴職に対し、A 氏に関する問題について緊急に団体交渉に応じるよう要求します。さらに非正規雇用に関する情報公開についても、団体交渉の議題として要求します。

要 求 項 目

1. A 氏に関する偽装請負について

- (1) 北大は A 氏について偽装請負の法律違反を犯したことに鑑み、A 氏を直ちに直接雇用すること。それに当たっては1日8時間雇用とし、雇用年数の制限は設けないこと。
- (2) 北大はいままで A 氏と牧場関係者をだましていたことになるので、A 氏と牧場関係者に誠意をもって謝罪すること。
- (3) 北大は、なぜ A 氏について偽装請負を行ったのか、原因と責任を明らかにすること。

2. 北大におけるいわゆる非正規雇用の実態について、以下の内容を文書で明らかにすること

(1) 派遣労働者の人数

- * 1998 年度から 2007 年度までの 10 年間（毎年度 7 月 1 日時点）
- * 部局別（課別、研究科の場合は専攻別）（業務内容についてわかりやすい説明つき）
- * 派遣労働者一人一人につきその雇用元である派遣会社名

(2) 請負契約（ただし建築事業及び旅費計算業務などは除く）の件数

- * 1998 年度から 2007 年度までの 10 年間（毎年度 7 月 1 日時点）
- * 部局別（課別、研究科の場合は専攻別）（業務内容についてわかりやすい説明つき）
- * 請負件数一件一件につき、請負会社名

(3) 契約職員（8 時間雇用者）及び短時間勤務職員（6 時間雇用者）の人数

- * 1998 年度から 2007 年度までの 10 年間（毎年度 7 月 1 日時点）
- * 部局別（課別、研究科の場合は専攻別）（業務内容についてわかりやすい説明つき）
- * 一人一人につき、雇用期限の有無

(4) いわゆる「謝金」労働者（学生アルバイトは除く）の人数

- * 1998 年度から 2007 年度までの 10 年間（毎年度 7 月 1 日時点）
- * 部局別（課別、研究科の場合は専攻別）（業務内容についてわかりやすい説明つき）
- * 一人一人につき、「謝金」の原資の名称